

# 糖尿病のよりよい連携医療をめざす会 会則

## 第1条（名称）

本会の名称は、糖尿病のよりよい連携医療をめざす会と称する。

## 第2条（目的）

本会は病診で継続した連携医療を行うとともに、関連機関と連携し糖尿病の発症予防や糖尿病患者を早期に発見し、慢性合併症の発症、進展を予防する為の活動を行うことを目的とする。

## 第3条（事業）

本会は、前条の目的のために、次の事業を行う。

1. 懇話会を年1～2回開催
2. 病診連携の会を実施
3. その他、本会の目的を達成するために必要な事業

## 第4条（会員）

会員は本会の主旨に賛同する医師によって構成し、会員の固定化は図らない。

## 第5条（役員）

本会には、次の役員をおく。

会長	1名
副会長	1名
世話人	10数名
会計	1名
会計監査	1名

## 第6条（運営）

1. 役員は世話人会を構成し、本会の運営を行う。
2. 世話人会は年3回程度開催する。
3. 世話人会は必要に応じて、アドバイザーの参加を求める場合がある。
4. 当番世話人は世話人会によって決定され、次回の懇話会等を担当する。
5. 本会の開催、運営は共催とする。
6. 「会計」「会計監査」は世話人を兼任できる。
7. 新たな世話人は世話人の推薦により世話人会で決定する。

## 第7条（世話人会の付議事項）

1. 当番世話人の選任
2. 次回開催形式の決定
3. 講師の選任
4. 臨床研究の発表内容案を共催会社と検討
5. 世話人の選任

6. 会則の改正
7. その他世話人が必要と認めた事項

#### 第8条（事務局）

本会の事務局は「浜松北病院 地域医療支援課」に置く。

#### 第9条（会計）

参加費は、各会の世話人会で会費を決定し徴収する。

本会の運営費は参加費、その他の収入をもってこれに充てる。

1. 本会の会計年度は毎年4月1日より、3月31日までとする。
2. 監事の監査後に会計は会計報告を行う。

#### 第10条（会則の変更・追加）

本会の会則変更は、世話人会にて協議、決定する。

#### 第11条（細則）

本会会則の細則は世話人会の議を経て別途定める。

#### 附則

（1）令和6年6月24日現在の役員は次の通りとする。

会長	浜松北病院	澤田 健
副会長	藤枝市立総合病院	森田 浩
会計	黒田内科クリニック	黒田 豪
会計監査	きくち内科クリニック	菊池 範行
事務局	浜松北病院	源馬 理恵子
	聖隷浜松病院	柏原 裕美子
	きらりタウンかわい内科医院	川合 弘太郎
	岸本内科クリニック	岸本 祐太郎
	遠州病院	後藤 良重
	西岸スズキクリニック	鈴木 良知
	みのる内科クリニック	次木 稔
	西脇医院	西脇 雅子
	浜松医科大学付属病院	釣谷 大輔
	浜松医療センター	長山 浩士
	浜松医科大学付属病院	橋本 卓也
	林 医院	林 千雅
	一貫堂内科消化器科医院	馬淵 友良
	なるみやハートクリニック	宮澤 総介
	安川内科クリニック	安川 隆子

（五十音順）

（2）本会則は、平成23年7月11日より施行する

改訂	平成28年4月11日
改訂	平成30年6月25日
改訂	令和2年1月16日
改訂	令和6年2月19日
改訂	令和6年6月24日